

葬送式等の実施基準について(通達)

昭和 50 年 2 月 25 日
陸幕総第 137 号

改正 昭和53 年 1 月13 日陸幕監理第 1 号
昭和60 年12 月21 日陸幕人計第424 号
昭和63 年10 月21 日陸幕人計第352 号
平成 6 年 3 月17 日陸幕総第36 号
平成10 年 3 月26 日陸幕総第81 号
平成18 年 7 月26 日陸幕法第127 号
平成19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号
平成19 年 3 月28 日陸幕法第61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 30 年 3 月 27 日陸幕人教第 196 号
平成 31 年 3 月 20 日陸幕人教第 221 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規32)

葬送式等の実施基準について (通達)

標記について、別紙「葬送式等の実施に伴う費用及び会葬、供物等の基準」に基づき、昭和50 年 4 月 1 日から実施する。なお、陸幕総第1083 号 (42. 6. 5) 「葬送式等の実施手続について (通達)」 (例規32) は (昭和50 年 3 月 31 日限り) 廃止する。

葬送式等の実施に伴う費用及び会葬、供物等の基準

1 趣旨

陸上自衛隊の隊員（訓練招集中の予備自衛官を含む。以下「隊員」という。）の死亡に伴う、自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号。以下「礼式訓令」という。）第66条及び隊員の分限、服務に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号。以下「分限訓令」という。）第19条に規定する葬送式等実施に伴う費用及び会葬、供物等の基準を定める。

2 葬送式の費用

礼式訓令第66条の規定による葬送式の費用（付表第1に定める供物等の費用を除く。）は、700,000円を基準とする。

なお、合同して葬送式を行う場合の基準は、次によるものとする。

死亡隊員数	費用
2名の場合	1,400,000円
3名、4名の場合	2,100,000円
5名、6名の場合	2,800,000円
7名、8名の場合	3,500,000円

3 葬送式の場合の弔慰等

死亡した隊員の所属部隊等の長及び当該部隊等の長の指揮系統上の部隊等の長は、死亡した隊員に対し、付表第1に定める基準により、会葬及び供物等を行うものとする。

なお、合同して葬送式を行う場合の基準は、次によるものとする。

死亡隊員数	供物の基準
2名～5名の場合	死亡隊員2名に相当する額
6名以上の場合	死亡隊員3名に相当する額

4 葬送式を行わない場合の費用及び特別措置

- (1) 営舎内に居住することを命ぜられている隊員が死亡し、葬送式を行わない場合で、分限訓令第19条第1項各号に規定する処置を行う必要のある場合の費用は300,000円を基準とする。
- (2) 部隊等の長は、葬送式を行わない死亡隊員の遺族の住所が遠隔地等のため他に適当な葬儀の場所がなく、遺族から部隊の講堂等を借りて葬儀を行いたいとの要望があった場合には、必要な便宜を与えるとともに、半旗の

礼及びひつぎ警衛を儀式の実施に準じて行うことができる。

5 葬儀の場合の弔慰等

死亡した隊員の所属部隊等の長及び当該部隊等の長の指揮系統上の部隊等の長は、葬送式を行わない死亡隊員の葬儀に対し、付表第2に定める基準により、会葬及び供物等を行うことができる。

ただし、社会通念上、弔慰にふさわしくない原因等による死亡の場合は除くものとする。

6 経費

葬送式等の実施に要する経費は、原則として既示達の庁費から支弁するものとする。

葬送式における会葬供物等の基準

弔慰を表する者	弔慰の種類	死亡隊員の階級		
		将補以上 9 級以上	1 佐～准尉 8 級～2 級	陸曹等 1 級
防 衛 大 臣	会葬	自身又は代理者（東京 都及びその付近）		
	弔辞又は弔電	弔辞	弔辞又は弔電	
	供物	20,000 円		
陸 上 幕 僚 長	会葬	自身又は代理者		
	弔辞又は弔電	弔辞	弔辞又は弔電	
	供物	20,000 円		
陸上総隊司令官 方面総監 師 団 長 旅 団 長 団 長 学 校 長 補給統制本部長 補 給 処 長 中 央 病 院 長 地 区 病 院 長	会葬	自身又は代理者（陸上総隊司令部、 方面総監部、師団司令部、旅団司令 部、団本部、学校、補給統制本部、 補給処、中央病院及び地区病院所在 地並びにその付近）		
	弔辞又は弔電	弔辞	弔辞又は弔電	
	供物	18,000 円		
連隊長（これに 準ずる部隊等の 長を含む。）	会葬		自身	
	弔辞又は弔電		弔辞又は弔電	
	供物		17,000 円	
大隊長又は中隊 長（これに準ずる 部隊等の長を含 む。）	会葬		自身	
	弔辞又は弔電		弔辞又は弔電	
	供物		15,000 円	

注：1 「連隊長に準ずる部隊等の長」とは、編制上 1 佐の階級にある者を長とする部隊等の長、陸上幕僚監部の部長、監察官、法務官及び警務管理官、陸上総隊司令部及び方面総監部の参事官、部長、医務官、監察官、法務官及び報道官、学校の部課室長（部の中に置かれている課長を除く。）、補給統制本部長及び法務官並びに中央病院の部長及び所長をいう。

2 「大隊長に準ずる部隊等の長」とは、編制上 2 佐の階級にある者を長

とする部隊等の長、師団司令部、旅団司令部及び団本部の部課（科）長、補給処の部室長及び支所長並びに地区病院の部課長（部の中に置かれている課長を除く。）をいう。

- 3 「中隊長に準ずる部隊等の長」とは、編制上3佐又は1尉の階級にある者を長とする部隊等の長、地方協力本部の課長及び補給処の出張所長をいう。
- 4 本表でいう死亡隊員の階級とは、死亡に伴う特別昇任後の階級をいい、事務官等にあつては、行政職(一)を基準に同相当級事務官等を含む。
- 5 以下付表第2において同じ。

葬儀における会葬供物等の基準

弔慰を表する者	弔慰の種類	死亡隊員の階級				
		将補以上 9級以上	1佐～准尉 8級～2級	陸曹等 1級		
防衛大臣	会葬	代理者（東京都内）	/	/		
	弔辞又は弔電	弔辞又は弔電				
	供物					
陸上幕僚長	会葬	自身又は代理者	/	/		
	弔辞又は弔電	弔辞又は弔電			弔電	弔電 (注)
	供物	死亡者が防衛大臣直轄部隊及び機関の長並びに陸上幕僚監部の隊員の場合			18,000円	
陸上総隊司令官 方面総監	会葬	自身又は代理者（陸上総隊司令部所在地、方面総監部所在地及びその付近）	/	/		
	弔辞又は弔電	弔辞又は弔電			弔電	弔電 (注)
	供物	1 死亡者が陸上総隊直轄部隊の長並びに方面総監直轄部隊及び機関の長の場合 2 死亡者が陸上総隊司令部及び同付隊の隊員並びに方面総監部及び同付隊の隊員の場合			15,000円	

師 団 長 旅 団 長 団 長 学 校 長 補給統制本部長 補給処長 中央病院長 地区病院長	会葬	自身又は代理者（師団司令部、旅団司令部、団本部、学校、補給統制本部、補給処、中央病院及び地区病院所在地並びにその付近）		
	弔辞又は弔電	弔辞	弔電	弔電 (注)
	供物	1 死亡者が師団直轄部隊、旅団直轄部隊、団直轄部隊及び学校直轄部隊の長の場合 2 死亡者が師団司令部及び同付隊の隊員、旅団司令部及び同付隊、団本部及び同付隊、学校、補給統制本部、補給処、中央病院並びに地区病院の隊員の場合 15,000 円		
連隊長（これに準ずる部隊等の長を含む。）	会葬		自身又は代理者	
	弔辞又は弔電		弔辞又は弔電	
	供物		13,000 円	
大隊長又は中隊長（これに準ずる部隊等の長を含む。）	会葬		自身又は代理者	
	弔辞又は弔電		弔辞又は弔電	
	供物		10,000 円	

注：死亡者が、それぞれの供物欄に規定する隊員の場合